



島根県報

平成29年7月21日（金）

号外第90号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委告示】

| | |
|--|---|
| 平成29年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び島根県職員（資格免許職）採用試験の実施 | 2 |
| 平成29年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の実施 | 5 |

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第 4 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成29年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び島根県職員（資格免許職）採用試験を次のとおり実施する。

平成29年 7 月 21 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成29年 7 月 24 日（月）から同年 8 月 25 日（金）まで

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、8 月 25 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8 月 23 日（水）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験の種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|----------------------------|-----------------|--------|--|
| 高 校 卒 業 程 度 | 一般事務 | 11名 | 島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事 |
| | 総合土木 | 10名 | 島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画、土地改良、農地防災等に関する調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事 |
| | 学校事務A (出雲地区) | 4名 | 島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事 |
| | 学校事務A (石見地区) | 3名 | 島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事 |
| | 学校事務A (隠岐地区) | 1名 | 島根県教育庁隠岐教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事 |
| | 学校事務B (出雲地区) | 2名 | 島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事 |
| | 学校事務B (石見地区) | 1名 | 島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事 |
| | 警察事務 | 3名 | 島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事 |
| 免 資 許 格 職 | 精神保健福祉士 | 1名 | 県立病院又は保健所等に勤務し、専門的業務に従事 |
| | 診療放射線技師 | 1名 | 県立病院又は保健所等に勤務し、専門的業務に従事 |
| | 歯科衛生士 | 1名 | 県立病院又は保健所等に勤務し、専門的業務に従事 |

(注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。

2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。

3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

| 試験の種類 | 試験区分 | 年齢・資格等 |
|--------|------------------|-----------------------------|
| 高校卒業程度 | 一般事務、総合土木、学校事務B及 | 平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 |

| | | |
|-------|-----------|--|
| | び警察事務 | |
| | 学 校 事 務 A | 昭和63年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者 |
| 資格免許職 | 精神保健福祉士 | 昭和63年 4 月 2 日以降に生まれた者で、精神保健福祉士の免許を有するもの又は平成30年 3 月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの |
| | 診療放射線技師 | 平成元年 4 月 2 日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成30年 3 月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの |
| | 歯 科 衛 生 士 | 平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、歯科衛生士の免許を有するもの又は平成30年 3 月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの |

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「一般事務」、「総合土木」及び「警察事務」のみ。）

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

| 区 分 | 日 時 | 試験地及び試験場 | 合 格 発 表 |
|---------|--|--------------------------------------|--|
| 第 1 次試験 | 平成29年 9 月 24 日（日） 受付時間 8 : 30 ~ 9 : 00 | 松 くにびきメッセ 江 （松江市学園南） 市 | 10月 6 日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 |
| | 試験時間 9 : 30 ~ | 浜 島根県立大学（浜田キャンパス） 田 市 （浜田市野原町） | |
| 第 2 次試験 | 平成29年10月22日（日） ～25日（水）のうち指定する日 | 松 島根県職員会館 江 （松江市内中原町） 市 | 11月17日（金）（予定）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 |

5 試験種目、配点及び内容

| 区分 | 試験の種類 | 試験区分 | 試験種目及び配点 | 内 容 |
|-----------|--------|---|----------------|--|
| 第 1 次 試 験 | 高校卒業程度 | 一般事務、 学 校 事 務 A、学 校 事 務 B 及び警 察事務 | 教養試験 (300点) | 公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験 (高校卒業程度) |
| | | 総合土木 | 教養試験 (150点) | 公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験 (高校卒業程度) |
| | | | 専門試験 (150点) | 専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験 |

| | | | | |
|-----------------------|-----------------------|-------|----------------|--|
| 験 | 資格免許職 | 全試験区分 | 教養試験 (120点) | 公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験 (短大卒業程度) |
| | | | 専門試験 (180点) | 専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験 |
| 第 2 次 試 験 | 高校卒業程度 及び資格免許 職 | 全試験区分 | 面接試験 (500点) | 職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書を提出） |
| | | | 作文試験 (200点) | 文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験 |
| | | | 適性検査 | 職務遂行に必要な適性の検査 |

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

6 専門試験出題分野

| 試験区分 | 出 題 分 野 |
|-----------|---|
| 総 合 土 木 | 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学及び土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木施工 |
| 精神保健福祉士 | 精神疾患とその治療、精神保健の課題と支援、精神保健福祉相談援助の基盤、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障がい者の生活支援システム、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、障がい者に対する支援と障がい者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度 |
| 診療放射線技師 | 放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、診療画像機器学（医用工学を含む。）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む。）、核医学検査技術学（放射化学を含む。）、放射線治療技術学、放射線安全管理学 |
| 歯 科 衛 生 士 | 人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論、歯科診療補助論 |

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎 1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度請求」又は「資格免許職請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度申込」又は「資格免許職申込」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分毎に採用候補者名簿に登録された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成29年4月1日現在、原則として下の表のとおりである。このほか給与条例等のために従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

| 試験区分 | 学 歴 | 年 齢 | 初任給月額 |
|---------|------|-----|----------|
| 高校卒業程度 | 高校卒 | 18歳 | 146,932円 |
| 精神保健福祉士 | 大学卒 | 22歳 | 173,885円 |
| 診療放射線技師 | 短大3卒 | 21歳 | 174,187円 |
| 歯科衛生士 | 短大2卒 | 20歳 | 163,124円 |

島根県人事委員会告示第5号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成29年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験を次のとおり実施する。

平成29年7月21日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成29年7月24日（月）から同年8月25日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、8月25日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8月23日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

| 採用区分 | 採用予定人員 | 職 務 内 容 |
|------|--------|--|
| 男性 | 10名 | 警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。 |
| 女性 | 2名 | |
| 武道 | 1名 | 警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。 また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。 |

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

| 採用区分 | 年 齢 ・ 学 歴 ・ 資 格 等 |
|----------|--|
| 男性 女性 | 昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び平成30年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。 |
| 武道 | 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者及び平成30年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。 イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者（柔道は、平成30年3月31日までに高校卒業見込みの者 |

に限り、段位 2 段以上)

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

| 区分 | 日 時 | 試験地及び試験場 | 合 格 発 表 |
|-----------------------|--|---------------------------------------|---|
| 第 1 次 試 験 | 平成29年 9 月 17 日（日） 受付時間 8：30～9：00 試験時間 9：30～17：00（予定） | 松 島根県職員会館 江 （松江市内中原町） 市 | 10月 6 日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 |
| | | 浜 島根県立大学（浜田キャン 田 パス） 市 （浜田市野原町） | |
| 第 2 次 試 験 | 平成29年10月29日（日） ～10月31日（火） | 松 島根県職員会館 江 （松江市内中原町） 市 | 11月17日（金）（予定）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。 |
| | 採用区分「武道」の専門実技試験は平成29年10月28日（土）に松江市で実施する。 | | |

(注) 採用区分「男性」と「武道」は併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が「男性」「武道」両方で合格対象者となった場合は、「武道」から先に判断し、「武道」合格者は、「男性」では合格対象としないこととする。

5 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性

| 区分 | 試験種目 | 内 容 |
|-----------------------|----------------|--|
| 第 1 次 試 験 | 教養試験 (180点) | 警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（高校卒業程度） |
| | 身体検査 | 警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 |
| | 体力検査 (90点) | 警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。 |
| | 特技加点 (30点) | 別欄に掲げる対象特技（英語、柔道、剣道及び情報処理）の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。 |
| 第 2 | 面接試験 (500点) | 警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かを見る目的での個別面接（事前に自己紹介書を提出） |

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、島根県の警察官採用候補者名簿に登載された後、任命権者（警察本部長）がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 3の受験資格を満たさない場合は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、10月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、島根県警察官の場合、平成29年4月1日現在、高校卒18歳で月額172,578円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（高校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。